

## 健やか親子21推進本部入会規程

(総則)

第1条 健やか親子21推進本部（以下「推進本部」という。）の構成員については、推進本部規約（以下「規約」という。）に定めるところによる。

(入会基準)

第2条 推進本部に入会を希望する団体等は、設立趣旨に賛同し、活動方針に沿った活動推進に努め、規約を遵守する。

(入会手続き)

第3条 推進本部に入会を申し込む団体等は、入会申込書及び入会申込に伴う添付書類を推進本部事務局へ送付する。

(資格確認)

第4条 規約に定める事務局において、資格確認を行う。但し必要に応じて面接を行う。

2 入会決定は、推進本部会長が行う。

(退会手続き)

第5条 推進本部から退会を希望する団体等は、退会届を推進本部事務局へ送付する。

附則 本規程は、平成26年12月22日から施行する。

附則 本規定は、令和3年4月1日から施行する。